

○微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて（平成9年8月29日付け9農産第5090号農林水産省農産園芸局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>1 安全性評価に関する基本的考え方</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ヒトに対する安全性試験成績は、<u>特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成30年農林水産省令第76号）及び「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第5条から第19条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」（平成30年11月30日付け30消安第4215号農林水産省消費・安全局長通知）</u>のGLP制度にのっとり試験成績でなければならない。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 安全性評価に関する基本的考え方</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ヒトに対する安全性試験成績は、「<u>農薬の毒性試験の適正実施に関する基準について</u>」（昭和59年8月10日付け59農蚕第3850号農林水産省農蚕園芸局長通達）のGLP制度にのっとり試験成績でなければならない。</p> <p>(4) (略)</p>